

関島社会保険労務士事務所便り

2015年
2月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



(クロッカス)

企業の個人情報保護が重要な時代に

◆経産省「個人情報保護ガイドライン」

昨年、ベネッセコーポレーション等の有名企業における個人情報漏洩問題が頻発しましたが、経済産業省は、同様の事案の再発防止に向けて、個人情報保護法で規定された事業者の義務を具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を改正しました。

これにより、事業者における個人情報保護の適正な取組みの推進、国民の個人情報の保護に関する意識向上を図るとしています。

◆主な改正点

本ガイドラインの主な改正点として、以下の点が挙げられます。

- (1) 第三者からの適正な取得の徹底
- (2) 社内の安全管理措置の強化
- (3) 委託先等の監督の強化
- (4) 共同利用制度の趣旨の明確化

◆個人情報保護法も改正案が提出予定

上記の動きとは別に、個人情報保護法についても2015年の通常国会で改正案が提出される予定となっています。改正案の骨子が「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」

(2014.12.19)として示されましたが、以下の内容等が盛り込まれています。

- (1) 個人情報の定義の拡充
- (2) 個人情報の利活用のための環境整備
- (3) 個人情報保護を強化する環境整備
- (4) 個人情報保護委員会の新設

◆企業は個人情報管理の見直しが必要に

上記骨子案によると、取得した個人情報の利用目的を変更する場合の規則の緩和等、個人情報を保護するだけでなく、ビッグデータなどで個人情報を利活用するための環境整備について規定されています。

一方、個人情報の定義が従来よりも広がり、例えば身体の特徴をデータ化したもの（指紋データ、顔認識データ等）や個人に付与される番号（携帯電話番号、運転免許証番号等）も個人情報とみなされることとなります。

また、第三者提供について確認や記録の作成の義務付け、取り扱う個人情報が少量である場合の個人情報取扱事業者からの除外規定の削除等、注視が必要な内容となりそうです。

近く「マイナンバー制度」の導入も始まりますので、企業は今後ますます個人情報の取扱いについて対策を迫られる必要が出てくるでしょう。

「医療保険制度改革」で企業と被保険者の負担増へ

大病院初診料の定額負担 5000円～1万円の目安

負担増のメニューが並ぶ

厚生労働省の医療保険制度改革の骨子案が社会保障審議会医療保険部会で1月9日に明らかになりました。

紹介状なしで大病院を受診した場合の負担金を2016年度から新たに導入することや、75歳以上の保険料を軽減する特例を廃止するといった被保険者負担の増加のほか、大企業の会社員等が加入する健康保険組合の保険料率の上限を上げることも盛り込まれ、企業にも被保険者にも負担が増えることが明らかとなりました。

社会保障審議会の部会で内容を詰めたいうで、通常国会で関連法の改正案が提出される見通しで、生活者には厳しい改正となりそうです。

大病院では専門医療中心に

大病院を紹介状なしで受診する際の新たな負担金としては、患者の集中を防いで医師が重症患者の治療に専念しやすくするため高度な医療を提供する「特定機能病院」や、ベッド数が500床以上の病院について患者に新たな負担を求めることとしました。

例えば初診の場合には、現在は初診料2,820円のうち、患者負担は所得や年齢によってその1～3割がかかっていますが、改革案では、これとは別に定額負担を求め、負担額は5,000円～1万円との目安が示されています。

また、入院中の食事代にかかる自己負担額も、現在の1食あたり原則260円から引き上げられる見通しです。

標準報酬月額 上限額の引き上げ

健康保険の保険料について、平成28

年度から標準報酬月額の上限額を3等級増やし121万円から139万円に引き上げ、併せて標準賞与額についても、年間上限額を540万円から573万円引き上げます。

また、健康保険の一般保険料率の上限についても、平成28年から13%に引き上げるとしています。

75歳以上低所得者の医療保険料軽減措置も撤廃

75歳以上の後期高齢者の医療保険料については、所得の低い人を対象にして実施してきた負担軽減特例を、2017年度から原則的に廃止する方向で、現在対象となっている約865万人が負担増となります。ただ、急激に負担が増える人には激変緩和措置を講ずるとされています。

健保組合の保険料率上限の引上げ

健康保険組合の保険料率の上限は、2016年度に12%から13%に引き上げられます。健康保険組合の加入者は約2,900万人（約1,400組合）で、国民健康保険より財政基盤は安定していると言われますが、高齢者医療制度への支援金・納付金の負担が重く、約8割の健保組合が赤字となっています。

保険料率は3～12%の間で健保組合ごとの判断で決めることができますが、すでに上限の12%に達している組合も多く、これを新たに13%まで引き上げられるようになります。



労務・給与担当者が押さえておきたい 2015年上半期施行の主な改正事項

◆改正パート労働法等 労働法関連

今年4月1日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。

また、6月1日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。

なお、同改正によるストレスチェック制度導入は12月1日です。

◆労災保険料率改正等 労働保険関連

4月1日より、労災保険率が全54業種平均で4.8/1000から4.7/1000へと0.1/1000引下げとなります。なお、一人親方等の特別加入に係る第2種特別加入保険料率、海外勤務者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率も改定されます。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。

なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般13.5/1000、農林水産清酒製造15.5/1000、建設16.5/1000です。

◆助成金・奨励金関連

2月より、「中小企業両立支援助成金」に育休復帰支援プランが新設され、「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰プラン」を策定・導入し、対象労働者が育休を取得・職場復帰した場合に助成金が支

給されることとなります。

このほか、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「労働環境向上助成金」、「キャリア形成促進助成金」、「建設労働者確保育成助成金」等の改正も見込まれています。

◆社会保険関連

健康保険関連として、1月1日より、高額療養費制度が改正（70歳未満の所得区分が細分化）されています。

年金保険関連として、昨年4月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る0.5%分の解消による改定が4月分より行われるとともにマクロ経済スライドが初めて適用され、平成27年度の改定率は0.9%の引き上げになります。

	平成27年度 年金額 (月額 単位円)		
	27年度額	26年度額	増額
国民年金(満額)	65,008	64,400	608
厚生年金 (夫婦2人の標準世帯の年金月額)	221,507	219,066	2,441

◆その他

4月1日より、法律の有効期限の10年間延長等を内容とする改正次世代育成支援推進法が施行されます。また、労働・社会保険関連の電子申請システムについて、従業員データの入力作業の省略が可能となる等、4月より利便性向上が図られる予定です。

労災保険率表 (案) 主な変更業種 抜粋

(単位 1/1000)

業 種	料率改定案	現行料率	増減
建築事業	11	13	-2
機械装置の組立て又は据付の事業	6.5	7.5	-1
その他の建築事業	17	19	-2
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4	-0.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業	7	6.5	+0.5

●がん治療と仕事の両立「できる」は3割未満

「がんの治療や検査で2週間に1回程度病院に通いながら働き続けられる環境か」との質問に、「両立できる」と回答した人が3割に満たなかったことが、内閣府の世論調査（昨年11月実施）でわかった。3人に2人は両立困難だとし、理由として「代わりに仕事をする人がいない、いても頼みにくい」が最も多く（22.6%）、「職場が休むことを許してくれるかどうかわからない」（22.2%）が続いた。（1月27日）

●通常国会が開会 改正派遣法案を再提出へ

第189回通常国会（常会）が1月26日に召集された。今国会では、昨年の臨時国会で廃案となった「改正労働者派遣法案」や「女性活躍推進法案」が再提出される予定。また、労働時間の在り方を見直す「改正労働基準法案」も提出の見込み。会期は6月24日まで。（1月26日）

●介護職が「外国人技能実習制度」の対象に

厚生労働省は、外国人が働きながら技能を学ぶ「外国人技能実習制度」の対象職種を介護分野にも広げる方針を決定した。受入期間は、現行の最長3年から5年へと延長する。一定の日本語能力がある人が条件で、実習場所も特別養護老人ホームなどに限定して訪問介護は認めない考え。通常国会に関連法案を提出し、2015年度中の受入れ開始を目指す。（1月24日）

●「マタハラ」防止へ通達発出 指導強化へ

厚生労働省は、いわゆる「マタハラ」（マタニティー・ハラスメント：妊娠や出産等を理由とした職場での嫌がらせ）を防止するため、全国の労働局に通達（妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する解釈通達）を発出した。企業に対する指導を厳格化するように指示している。（1月23日）

●国民年金保険料の強制徴収の対象を拡大

厚生労働省は、国民年金保険料滞納者への強制徴収を、2015年度は所得400万円以上で7カ月以上の保険料滞納者に対して実施する。20万人が督促の対象となり、今後も強制徴収の対象を段階的に広げる予定。（1月21日）

●個人番号カードが健康保険証代わりに

2016年から配布が始まるマイナンバー制度の個人番号カードが、早ければ2017年7月より健康保険証として使えるようになることがわかった。医療機関で提示すると、カード内の情報で本人かどうかを確認するという。病歴等の情報はカードに残さないとしている。（1月19日）

●女性の就業支援のための一覧サイトを開設

内閣府は、就職や起業をめざす女性を後押しするため、2015年度の各省庁の施策について、一覧して見られるサイトを3月に開設する。育児や介護などで就職していない女性が求人情報を探しやすいようにするのが狙い。（1月18日）

●休眠会社8万8,000社、届出がなければ解散へ

法務省の調査で、法人登記はされているが企業活動の実態がない「休眠会社」が約8万8,000社あることがわかった。1月19日までに事業継続の届出等がなかった会社は解散させる。今回の整理作業は12年ぶりだが、来年度以降は毎年行われる予定。（1月17日）

●障害年金の不支給判定に約6倍の地域差

厚生労働省は、障害基礎年金の申請に対して「不支給」と判定する割合について、都道府県間で最大約6倍の地域差があったとの調査結果を発表した。不支給率が最も高かったのは大分県（24.4%）、最も低かったのは栃木県（4.0%）だった。精神障害・知的障害における判定基準の違いが大きな要因となっている可能性が高いため、同省は今夏にもガイドラインを策定して統一に乗り出す。（1月15日）

●求人サイト監視で「ブラック企業」を摘発へ

厚生労働省は、いわゆる「ブラック企業」の摘発を効率化するため、1月から求人サイトやハローワークのホームページに掲載される求人情報の監視を開始した。給与が業界平均より大幅に高い会社や求人者を頻繁に出している会社などを探し、労基法違反が疑われるような場合は労働基準監督署が立入調査や是正勧告を行うとしている。（1月7日）

●マイナンバーを預金口座に 2018年から

政府は、2018年からマイナンバーを金融機関の預金口座に適用する方針を固め、2015年度税制改正大綱に盛り込んだ。預金口座への適用は任意で始め、2021年以降に義務化の是非を検討する。個人の預金情報の把握、脱税や生活保護の不正受給等の防止に役立てるため、本人情報の一部として金融機関に登録するよう呼びかける。（12月31日）

